

障企発0204第2号
平成28年2月4日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（公印省略）

「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」の一部改正について

身体障害認定基準については、「「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の一部改正について」（平成28年2月4日障発0204第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によりその一部が改正されたところであるが、この身体障害認定基準の取扱いについて、「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」（平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙「身体障害認定要領」の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

なお、改正内容につき、平成28年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

- 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成 15 年 1 月 10 日障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧												
別紙 身体障害認定要領	別紙 身体障害認定要領												
<p>第 11 肝臓機能障害</p> <p>1 診断書の作成について</p> <p>身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に肝臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「肝臓の機能障害の状態及び所見」について</p> <p>ア 「肝臓機能障害の重症度」について</p> <p>肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の各診断・検査結果について、Child-Pugh 分類により点数を付し、その合計点数と <u>肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上における 2 点以上</u>の有無を記載する。この場合において、肝性脳症の昏睡度分類については犬山シンポジウム（1981 年）による。また、腹水については、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね 10 以上を軽度、30 以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね 40 kg 以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。</p> <p>(参考) 犬山シンポジウム（1981 年）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">昏睡度</th> <th style="text-align: center;">精神症状</th> <th style="text-align: center;">参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I</td> <td>睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分、ときに抑うつ状態 だらしなく、気にもとめない態 度</td> <td>retrospective にしか判定で きない場合が 多い</td> </tr> </tbody> </table>	昏睡度	精神症状	参考事項	I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分、ときに抑うつ状態 だらしなく、気にもとめない態 度	retrospective にしか判定で きない場合が 多い	<p>第 11 肝臓機能障害</p> <p>1 診断書の作成について</p> <p>身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に肝臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「肝臓の機能障害の状態及び所見」について</p> <p>ア 「肝臓機能障害の重症度」について</p> <p>肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の各診断・検査結果について、Child-Pugh 分類により点数を付し、その合計点数と <u>血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目における 3 点</u>の有無を記載する。この場合において、肝性脳症の昏睡度分類については犬山シンポジウム（1981 年）による。また、腹水については、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね 10 以上を軽度、30 以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね 40 kg 以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。</p> <p>(参考) 犬山シンポジウム（1981 年）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">昏睡度</th> <th style="text-align: center;">精神症状</th> <th style="text-align: center;">参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I</td> <td>睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分、ときに抑うつ状態 だらしなく、気にもとめない態 度</td> <td>retrospective にしか判定で きない場合が 多い</td> </tr> </tbody> </table>	昏睡度	精神症状	参考事項	I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分、ときに抑うつ状態 だらしなく、気にもとめない態 度	retrospective にしか判定で きない場合が 多い
昏睡度	精神症状	参考事項											
I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分、ときに抑うつ状態 だらしなく、気にもとめない態 度	retrospective にしか判定で きない場合が 多い											
昏睡度	精神症状	参考事項											
I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分、ときに抑うつ状態 だらしなく、気にもとめない態 度	retrospective にしか判定で きない場合が 多い											

II	<p>指南力（時・場所）障害、物を取り違える（confusion） 異常行動（例：お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨てるなど） ときに傾眠状態（普通の呼びかけで開眼し、会話ができる） 無礼な言動があったりするが、医師の指示に従う態度をみせる</p>	<p>興奮状態がない 尿、便失禁がない 羽ばたき振戦あり</p>
III	<p>しばしば興奮状態または譫妄状態を伴い、反抗的態度をみせる 嗜眠状態（ほとんど眠っている） 外的刺激で開眼しうるが、医師の指示に従わない、または従えない（簡単な命令には応じうる）</p>	<p>羽ばたき振戦あり（患者の協力が得られる場合） 指南力は高度に障害</p>
IV	<p>昏睡（完全な意識の消失） 痛み刺激に反応する</p>	<p>刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめる等がみられる</p>
V	<p>深昏睡 痛み刺激にもまったく反応しない</p>	

肝臓機能障害の重症度は、90日以上（180日以内）の間隔をおいた連続する2回の検査により評価するものであり、それぞれの結果を記載する。

なお、既に実施した90日以前（最長180日まで）の検査の結果を第1回の結果とすることとして差し支えない。

イ～エ（略）

II	<p>指南力（時・場所）障害、物を取り違える（confusion） 異常行動（例：お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨てるなど） ときに傾眠状態（普通の呼びかけで開眼し、会話ができる） 無礼な言動があったりするが、医師の指示に従う態度をみせる</p>	<p>興奮状態がない 尿、便失禁がない 羽ばたき振戦あり</p>
III	<p>しばしば興奮状態または譫妄状態を伴い、反抗的態度をみせる 嗜眠状態（ほとんど眠っている） 外的刺激で開眼しうるが、医師の指示に従わない、または従えない（簡単な命令には応じうる）</p>	<p>羽ばたき振戦あり（患者の協力が得られる場合） 指南力は高度に障害</p>
IV	<p>昏睡（完全な意識の消失） 痛み刺激に反応する</p>	<p>刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめる等がみられる</p>
V	<p>深昏睡 痛み刺激にもまったく反応しない</p>	

肝臓機能障害の重症度は、90日以上（180日以内）の間隔をおいた連続する2回の検査により評価するものであり、それぞれの結果を記載する。

なお、既に実施した90日以前（最長180日まで）の検査の結果を第1回の結果とすることとして差し支えない。

イ～エ（略）

<p>2 障害程度の認定について (1)～(5) (略) <u>(6) 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh 分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。</u></p> <p>表1～表2 (略)</p>	<p>2 障害程度の認定について (1)～(5) (略) (新規)</p> <p>表1～表2 (略)</p>
---	--